

都市計画区域マスタープラン
変更案（我孫子市案）の縦覧

我孫子都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(案)

令和 年 月 日
千 葉 県

我孫子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

目 次

1. 都市計画の目標	1
1) 都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	3
1) 区域区分の決定の有無	3
2) 区域区分の方針	3
① おおむねの人口	3
② 産業の規模	4
③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	5
1) 都市づくりの基本方針	5
① 人口減少に対応したコンパクトで効率的な 都市構造への転換に関する方針	5
② 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による 地域振興に関する方針	5
③ 激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針	5
④ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針	5
2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置の方針	6
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	6
③ 市街地の土地利用の方針	7
④ その他の土地利用の方針	7
3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 交通施設の都市計画の決定の方針	8
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	10
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	12
4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	13
① 基本方針	13
② 主要な緑地の配置の方針	13
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	15
④ 主要な緑地の確保目標	15

1. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、千葉県の北西部、東京都心からおおむね 30 k m 圏内に位置し、北部には利根川や古利根沼、南部は東京都心から一番近い天然湖沼である「手賀沼」にはさまれ、面積は 43.19 k m²、東西に約 14 k m、南北に最長部分で約 4 k m の東西に細長い標高 20m ほどの馬の背状の台地となっている。台地上には市街地を形成し、水辺の低地や水田から台地にかけての斜面にはまとまりのある樹林地を残しており、水辺と緑に囲まれた美しい都市環境を備えている。

手賀沼のほとりを中心に古くから人々の生活が営まれており、明治時代中期になると、我孫子町、湖北村、布佐町となり、明治 29 年の常磐線開通や、明治 34 年の成田線開通により近代化が進展した。

大正から昭和初期にかけては、手賀沼の水辺環境に魅せられた文人や文化人が多く移り住み、昭和 30 年に 2 町 1 村が合併して我孫子町、昭和 45 年に我孫子市が誕生した。

本区域は、我孫子駅から東京駅まで約 40 分の所要時間で直結するなど、通勤や通学をはじめ鉄道による利便性の高い区域となっており、道路についても、首都圏の放射状の交通幹線である国道 6 号が、常磐線に並行して東京都心から延伸し、鉄道とともに交通条件が整っていることから、高度成長により、市制施行以降、住宅都市として市街地の形成が行われてきた。

しかしながら、少子高齢化の進行とともに、人口は平成 23 年をピークに減少しており、若い世代の定住化に向けて、交通や生活に必要な施設などの利便性の向上とともに快適な居住環境づくりが求められている。また、まちに活力や人々の交流にぎわいを生み出すため、雇用の場の創出や手賀沼をはじめとした自然的環境や歴史文化資源を生かした魅力的な都市づくりが求められている。

このような背景を踏まえ、我孫子市が目指す将来都市像「未来につなぐ心やすらぐ水辺のまち 我・孫・子」の実現に向けて、我孫子市の全域を我孫子都市計画区域とし、住民とともに取り組んでいく都市づくりの目標を次のように定める。また、その実現にあたっては、まちづくりの主役は住民であるという共通認識のもと、住民をはじめ、住民団体や事業者、行政などの多様な主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、相互に連携・協力しながら取り組んでいく。

○コンパクトな都市構造の維持

台地上を中心に形成されてきた市街地のまとまりを維持することで、商業施設をはじめ、行政、医療、福祉などの日常生活を支える施設を効率的に提供でき、環境負荷の低減にも寄与するコンパクトな都市を目指す。

また、各駅を中心とした圏域を基本的な日常生活圏として捉え、5 つの日常生活圏（我孫子、天王台、湖北、新木、布佐）を鉄道等の交通軸で連絡し、圏内をバス等の交通ネットワークにより連絡するなど、歩い

て暮らせる快適な都市を目指す。

○活力とにぎわいのある都市づくり

地域資源の活用とともに、雇用の創出や住民のニーズを捉えた地域経済の活性化につながる土地利用や拠点整備に取り組み、多くの人が訪れ、交流できる、活力とにぎわいにあふれる都市を目指す。

また、国等の計画や政策とも連携し、社会・環境・経済のバランスのとれた発展を支える持続可能な都市を目指す。

○地域資源や立地特性を生かした都市づくり

手賀沼や古利根沼、利根川の水辺や樹林地などの豊かな自然的環境、都市農地などのゆとり空間、古の文人や文化人の文化遺産など、居住環境に溶け込んでいる地域資源と適度な郊外に立地する本区域の特性を生かし、選ばれ、住み続けられる魅力あふれる都市を目指す。

○安全・安心な都市づくり

被災の経験と防災への住民意識の高まりを踏まえ、都市の防災性を高めるため、コンパクトな市街地の維持にあわせて、道路、公園などの都市基盤の整備や建築物の耐震化の促進など地域防災計画と連携して取り組み、災害に強い都市を目指す。

2) 地域毎の市街地像

本区域を、昭和 30 年の合併以前の地域コミュニティの単位、かつ、地域の交通軸としての鉄道沿線の単位から、2つの地区に区分する。

各地区の方針は次のとおりとする。

○西部地区（旧我孫子町）

本地区は水戸街道・成田街道沿いに我孫子宿や村として栄えたコミュニティ単位を基本に発展してきた市街地で、常磐線の開通に伴い沿線に整備してきた地区である。

大正時代から手賀沼の水辺環境に魅せられた文人や文化人などが別荘を構え、文化創造の拠点となった歴史がある。昭和時代には、高い交通利便性とともに、居住環境としての魅力を求め多くの人々が移り住んできた。

時代を超えても変わらない手賀沼の魅力と先人が築いた歴史・文化遺産を次世代につないで活用し、市内外からの交流人口の拡大と地域経済の活性化へ向けた新たな土地利用により、にぎわいのあるまちを目指す。

○東部地区（旧湖北村+旧布佐町）

本地区は農業が中心となっている湖北、手賀沼干拓による水田開発と利根川の水運で栄えた布佐のまちの単位を基本に発展してきた市街地で、成田線の開通に伴って、その沿線に整備してきた地区である。

利根川や古利根沼の水辺とその周辺の広大な田園、近世以降の手賀沼

干拓によりできた広大な田園を背景に、樹林地や農地の緑が居住環境と共存し、まちに適度なゆとりをもたらしている。

働き方や家族との関わり方、趣味や充実した時間の過ごし方など、人々の多様化する生活の場所として、敷地や空間のゆとりなどの暮らしやすさの再認識、地域経済の活性化へ向けた新たな土地利用の波及効果により、幅広い世代に選ばれるまちを目指す。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。

首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置する本区域は、区域区分を定めることが法的に義務づけられており、昭和 44 年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然的環境との調和と保全を図るため、区域区分を定めてきた。この結果、計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。

本区域は、東京のベッドタウンとして宅地開発の進展により、人口が急増した。昭和 50 年代以降は、市街地開発事業の進展や民間による大規模開発等により市街化が一層進行し、人口も増加傾向で推移してきたが、平成 23 年をピークに人口は減少傾向に転じた。しかし、その一方で、世帯数の増加傾向は続いている。

こうした中、少子高齢化等に対応するため、各地区の中心となる鉄道駅周辺では土地の有効・高度利用によって都市機能の集積が求められる一方、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。

このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、区域区分を継続する。

2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域におけるおおむねの将来の人口を次のとおり想定する。

区分 \ 年次	年次	
	令和 2 年	令和 17 年
都市計画区域内人口	約 130 千人	おおむね 123 千人
市街化区域内人口	約 124 千人	おおむね 120 千人

なお、令和 17 年においては、上表の外に千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で保留人口が想定されている。

②産業の規模

本区域における将来の産業の規模を次のとおり想定する。

区分 \ 年次		令和 2 年	令和 17 年
生産規模	工業出荷額 (製造業+物流業)	約 502 億円	おおむね 829 億円
	卸小売販売額	約 920 億円	おおむね 955 億円
就業構造	第一次産業	約 0.6 千人 (1.1%)	おおむね 0.4 千人 (0.9%)
	第二次産業	約 8.4 千人 (16.1%)	おおむね 7.6 千人 (16.2%)
	第三次産業	約 43.2 千人 (82.8%)	おおむね 39.0 千人 (83.0%)

なお、令和 17 年においては、上表の外に千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で産業の規模が想定されている。

③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和 17 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	令和 17 年
市街化区域面積	おおむね 1,615 h a

(注) 市街化区域面積は、令和 17 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 都市づくりの基本方針

①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針

本区域では、5つの鉄道駅を中心とした圏域を日常生活圏と捉え、住宅地から生活関連サービス施設や交通結節点へのアクセス性を考慮したコンパクトな土地利用を引き続き誘導する。

また、その圏域間を鉄道や幹線道路で結ぶ交通ネットワークと連携した都市構造を構築するとともに、バス・タクシーによる連絡強化により、高齢者や子育て世代をはじめ誰もが快適に暮らせる都市環境づくりを進める。

②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針

幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、既存工業団地等に隣接した区域においては、生活環境や自然環境に十分配慮するとともに、住民生活におけるニーズ変化への対応や、本区域の発展を担う産業機能等の誘導に努める。

また、国が進めている新たな広域幹線道路である千葉北西連絡道路の計画内容を踏まえて、新たな産業用地として位置づけるエリアを検討する。

③激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針

都市型水害の発生を抑制するため保水性・浸透性のある自然的土地利用の保全、雨水排水施設の整備等総合的な水害対策を進める。

また、防火地域・準防火地域の指定による建築物の不燃化、地震発生時における建築物等の倒壊やそれに伴う緊急輸送道路の閉塞等の対策として建築物の耐震化への支援や液状化対策の情報提供、災害時における避難・救援活動に必要な道路幅員や公園、緑地等のオープンスペースの確保に努める。

また、土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築行為等の抑制に努めるなど、激甚化・頻発化する自然災害の被害を最小限に抑える市街地整備を進める。

④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針

災害時の避難場所や雨水の貯留浸透など防災・減災機能を併せ持つ公園や農地、樹林地は、魅力ある景観形成とともに、安全な生活環境づくりのため、グリーンインフラとして保全・活用を図る。

2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a 業務地

我孫子駅、天王台駅、湖北駅、新木駅、布佐駅周辺には、行政等の公共サービスをはじめとした業務機能の集積を図るため、業務地として配置する。

b 商業地

各駅周辺には、多様なニーズに対応し、広範囲からの利用者が想定される商業施設、医療・福祉施設など、駅周辺への立地が望ましい施設の誘導を図るため商業地を配置する。

ア．中心商業地

我孫子駅周辺は、本区域全体の需要に対応した広域的な商圈を担う商業地として役割を果たしている。今後も中心的な商業地として配置し、駅周辺への立地が望ましい医療・福祉施設などの機能集積も図る。

イ．一般商業地

天王台駅、湖北駅、新木駅及び布佐駅周辺は、地域住民の日常購買需要をまかなう商業地として配置する。また、駅周辺への立地が望ましい医療・福祉施設などの機能集積も図る。

c 工業地

日の出地区は、今後も良好な緑の維持に配慮しながら工業地として配置する。

台田地区は、住宅と工場が共存する土地利用を維持した工業地として配置する。

d 住宅地

商業・業務地の周辺については、土地の高度利用を誘導し中高層の住宅地として配置する。また、幹線道路沿道や鉄道沿いについては、周辺の低層住宅地との緩衝帯の役割もあり、中高層の建物を含む複合住宅地を配置する。

低層住宅地については、地区計画などを活用し、水辺や緑などの自然的環境と一体となった居住環境の維持に努める。

②市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a 商業・業務地

本区域の商業・業務活動の中心的な役割を果たす各駅周辺については、商業・業務地にふさわしい高密度の土地利用を促進する。

b 住宅地

商業・業務地の周辺や、幹線道路沿い、鉄道沿いは、中高層住宅地を中心とした高密度の土地利用を図る。その他の住宅地は、低層戸建て住宅地にふさわしい低密度の土地利用を図る。

③市街地の土地利用の方針

ア．土地の高度利用に関する方針

我孫子駅周辺では、本区域の玄関口にふさわしい都市空間の創造と中心商業・業務地としての機能の充実を図るとともに、駅に近い立地条件を生かした利便性の高い住宅の供給を図るため、土地の高度利用を進める。天王台駅、湖北駅、新木駅及び布佐駅の周辺では、地区拠点にふさわしい商業・業務機能の充実や利便性の高い住宅の供給を図るため、土地の高度利用を進める。

イ．居住環境の改善又は維持に関する方針

建築行為や開発行為に対しては、公共施設などの適正な配置誘導を行うとともに、建築物や屋外広告物の色彩などの規制誘導や緑化誘導を行うほか、空き家対策特別措置法に基づき空き家の適正管理を促し、良好な居住環境の維持・改善に努める。

ウ．市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

我孫子市の「緑の基本計画」や「景観形成基本計画」に基づき、市街地に残された貴重な緑地の保全や都市の風致の維持に努める。そのうち、特に重要な手賀沼沿いの斜面林については、手賀沼沿い斜面林保全条例を活用するとともに、船戸特別緑地保全地区の維持等により、積極的な保全に努める。その他の緑地については、緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例を活用し、保全に努める。

エ．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住工混在の見られる一部の地域については、移転先となる新たな産業用地の創出や工場の集団化を図るなど用途の純化に努める。

④その他の土地利用の方針

ア．優良な農地との健全な調和に関する方針

手賀沼周辺や利根川沿いの農用地区域に広がる集団的な優良農地は、今後も積極的に保全する。その他の農地についても原則として保全に努める。

イ．災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

手賀沼周辺や利根川沿い一帯の低地部は、河川の溢水や湛水等の災害が発生するおそれがあるため、原則として市街化の抑制に努める。

また、急傾斜地等土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。

ウ．自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

手賀沼周辺や利根川沿いの低地部に広がる水田や台地外縁部の斜面林は、本区域の景観や風土を形成するうえで大きな役割を果たしており、こうした自然構造をまちづくりに活かしていくため、今後も保全に努める。

エ．秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、既存工業団地等に隣接

した区域においては、産業系の土地利用について適切な誘導を図る。

水辺や緑などの地域資源を活用した交流人口の拡大に対応し、既存の市街地や農林漁業等との調和、自然的環境の保全・創出に留意しつつ、地区計画の活用等により計画的に誘導する。

また、千葉北西連絡道路の具体化に合わせ新たな土地利用のあり方を検討する。なお、千葉県全体で令和 17 年の人口フレームの一部が保留されている。ついては、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった区域について、保留された人口フレームの範囲の中で農林漁業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。

3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本区域は、千葉県北西部に位置し、茨城県をはじめ常磐・東北方面と首都東京を結ぶ交通の要衝の地となっている。

本区域における広域的な幹線道路としては、国道 6 号、国道 356 号、主要地方道船橋我孫子線、都市計画道路 3・5・15 号根戸新田・布佐下線、一般県道我孫子利根線、主要地方道千葉竜ヶ崎線、主要地方道我孫子関宿線があり、広域的な交通需要に対応するとともに、本区域と周辺都市を結び付けている。

これらの広域的な交通需要に対応する道路網は、本区域において、おおむね市街地の外縁部に配置されており、市街地内の居住環境を保全する道路体系を構築している。

鉄道については、J R 常磐線と成田線が本区域の中央を横断し、路線バスや市民バスなどの公共交通と連携しながら、本区域に欠かせない大量交通輸送機関として大きな役割を果たしている。

人口減少社会と超高齢社会の進展が見込まれる中、駅舎や駅周辺などのバリアフリー化や、バスや鉄道などの公共交通の利便性向上を図っていく必要がある。また、駅を中心としたコンパクトな日常生活圏を形成する都市構造を生かし、バスやタクシーの利用を促進し、地域公共交通を補完する地域の取組を支援する必要がある。

このような状況を踏まえ、将来の交通需要に効率的、効果的に対応するため、本区域の交通体系の整備の方針を、次のとおり定める。

- ・ 幹線道路網の適切な配置と段階構成によって、通過交通と地域内交通の分離を図り、良好な居住環境を保全する交通体系の確立
- ・ 鉄道やバスなどの公共交通と自動車交通との適正な機能分担が図れる交通体系の確立
- ・ 自転車や歩行者が安全に通行できる自転車通行空間の明確化や歩道の整備、駅舎や駅周辺などを含めたバリアフリー化による、誰もが外出しやすい交通環境の整備

なお、長期未着手の都市計画道路については、千葉北西連絡道路の

影響を含めた将来的な必要性を検証し、計画の見直しを行う。

イ. 整備水準の目標

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約 $1.6 \text{ km}^2/\text{km}^2$ (令和 2 年度末現在) が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

本区域における広域的な幹線道路として、東西方向の国道 6 号、国道 356 号、都市計画道路 3・5・15 号根戸新田・布佐下線、一般県道我孫子利根線、南北方向の主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉竜ヶ崎線、主要地方道我孫子関宿線を配置し、このうち、都市計画道路 3・5・15 号根戸新田・布佐下線などの整備を進める。これらの広域的な幹線道路の整備によって、通過交通を円滑に処理し、市街地への通過交通の流入を抑制する。

本区域内外の円滑な交通流動を図るため、こうした広域的な幹線道路と有機的に結び付くようにその他の幹線道路を配置する。また、区域南北方向の交通軸を補完する路線については、千葉北西連絡道路の影響や将来需要に対する整備効果を検証し、必要性を検討する。

各地区においては、幹線道路と地区の核となる駅前とを結ぶ駅前線を配置し、未整備路線の整備に努めるほか、道路網と公共交通網の有機的な結合を図るため、地区の核となる 5 つの駅前に駅前広場等を配置するとともに、将来ニーズに合わせた見直しを検討する。

また、本区域周辺の交通特性や地域特性の変化に対応するため、主要道路網の機能改善を図っていく必要がある。

なお、我孫子駅と手賀沼公園を結ぶ公園坂通りについては、本区域の中心拠点にふさわしいシンボル道路として整備を進める。

イ. 鉄道

鉄道については、本区域に欠かせない大量交通輸送機関として、運行本数の増加や J R 成田線の複線化等を促進し、輸送力の強化や利便性の向上を図る。

ウ. 駐車場

○自動車駐車場

中心商業・業務地や駅周辺等の駐車需要の高い地区については、民間有料駐車場を主体に駐車場の整備を促進する。

○自転車駐車場

各鉄道駅周辺で、自転車駐車場の整備と利用促進に努める。

ｃ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名称等
道路・駅前広場	・ 駅周辺の交通機能の向上 都市計画道路 3・4・13 号布佐駅前線 ・ 中心地区やその他の地区の関連交通機能の向上 都市計画道路 3・4・10 号青山・日秀線 都市計画道路 3・4・9 号下ケ戸・中里線 ・ 広域的連絡機能強化 都市計画道路 3・5・15 号根戸新田・布佐下線 都市計画道路 3・5・16 号我孫子・布佐線 ・ 駅前広場 J R 布佐駅東口駅前交通広場

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア．下水道及び河川の整備の方針

○下水道

本区域の貴重な水辺空間である手賀沼は、高度経済成長期における急激な都市化に伴って水質の汚濁が進んだことから、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画を策定し、手賀沼流域関連公共下水道の整備を行うなど、関係機関において水質の浄化に努力しているところである。

一方、住民生活の面においても、衛生的で快適な生活環境の向上や水害の軽減・解消に向けて、下水道の整備が望まれるところであり、令和 5 年度末現在、本区域における手賀沼自然流域内の下水道（汚水）の普及率は 93.7%、区域全体としては 85.2%となっている。

こうした中、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、次の方針に基づき、下水道施設の整備を計画的に進めていく。

下水道施設は、汚水と雨水の分流式とし、汚水は、引き続き、手賀沼流域下水道事業計画と整合を図りながら、市街化区域で特に人口密度が高く投資効果のある地区から、手賀沼流域関連公共下水道として段階的に整備を図っていく。雨水は、放流先の河川と十分整合を図りながら下水道の雨水幹線で処理する。水害常襲地区では、雨水管や調整池、ポンプ排水設備などの整備を進め、水害の軽減・解消に努める。

○河川

本区域の主な河川として、一級河川利根川、一級河川手賀沼、一級河川手賀川及び準用河川つくし野川がある。

これらの河川は、本区域の雨水排水に大きな役割を果たしているとともに、本区域の自然風土に深い影響を与えており、都市における自然的環境空間や生物生息空間としても重要である。

しかし、市街化の進展や集中豪雨の増加などに伴って相対的に浸水に対する安全性が低下しつつあることから、河川の整備を推進するとともに、農地や緑地の保全を図り、河川の流域が本来有している保水遊水機能の確保に努める。

また、市街地の開発にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮しながら、雨水排水施設や雨水流出抑制施設の整備などによる総合的な水害対策を講じ、河川への流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。

イ．整備水準の目標

○下水道

目標年次の令和 17 年には、市街化区域の全域の処理が可能となるような水準を目標とする。なお、污水处理施設については、「千葉県全域污水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。

○河川

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。また、一級河川手賀沼については、湖沼水質保全計画の目標達成を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア．下水道

污水管きよは、生活環境の改善や公共用水域の水質の保全が図られるよう市街化区域を中心に排水区域を配置する。

雨水幹線やポンプ設備等の雨水施設は、浸水被害を効果的に軽減できるよう配置し、整備する。

イ．河川

利根川と手賀沼については、河川ごとに定められる河川整備計画により整備する。

また、生物の生息環境に配慮しつつ、河川敷や堤防等を活用し風景や自然に親しめる空間づくりに努める。

手賀沼については、本区域の治水の安全性を高めるため、良好な水辺環境の保全、創出に留意しつつ、堤防の整備を推進するとともに、引き続き水質浄化に努める。

c 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
下水道	- 手賀沼流域関連公共下水道 高野山地区、下ヶ戸地区、湖北駅北口地区の汚水管きよ、汚水施設の整備 - 根戸地区、我孫子 4 丁目地区、子の神地区、柴崎地区、天王台地区、布佐地区の雨水管きよ、雨水施設の整備
河川	- 一級河川手賀沼 堤防の整備 - 一級河川利根川 堤防、田中調節地の整備

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

都市機能の充実や良好な都市環境の維持・向上を図るうえで必要なその他の都市施設については、長期的な展望に立ち、今後の社会情勢の変化や人口、住民ニーズなどの動向を的確にとらえながら整備を進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ焼却場

リサイクルセンターについては、現施設の老朽化に伴い、新たな施設の整備を進める。新たな施設は、循環型社会の実現に向けて、さらなるごみの減量化や資源化、無害化に寄与する施設となるよう努める。

イ. 汚物処理場

し尿処理場については、現施設の老朽化に伴い、処理能力を見直すとともに、広域化を含めた整備を検討する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
ごみ焼却場	リサイクルセンター
汚物処理場	し尿処理場

4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域の自然的環境は、手賀沼や利根川、古利根沼の豊かな水辺、農地、斜面林が一体となって形成され、歴史や風土とあいまって本区域独自の景観を呈し、住民生活にうるおいとやすらぎをもたらす貴重な存在となっている。特に、手賀沼とその周辺の農地、斜面林が織りなす水辺空間は、かつて白樺派の文化人たちを惹きつけ、今でも首都圏における貴重なオアシスとなっている。

しかし、斜面林をはじめとした緑地については、都市化の進展に伴って減少傾向にあることから、本区域の都市づくりにあたっては、自然的環境との調和に十分配慮するとともに、良好な都市環境を支えるうえで重要な緑を保全、創出していくことが求められている。

こうしたことから、我孫子市の「緑の基本計画」に掲げる緑の将来像「未来につなぐ心やすらぐ水辺のまち我・孫・子」と、その実現に向けた4つの基本方針「我孫子らしい緑を保全・活用する」「核となる緑を整備・活用する」「多様な緑が輝くまちなみを創出する」「緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める」に基づき、公園や緑地などを適正に配置するとともに、住民や事業者と連携しながら、魅力ある緑の空間の整備、保全に努める。

○緑地の確保目標水準

年 次	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
緑地確保目標水準 (令和 27 年)	約 8% (約 131 h a)	約 37% (約 1,600 h a)

○都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年 次	令和 2 年	令和 17 年	令和 27 年
都市計画区域人口 一人当たり目標水準	11.2m ² /人	12.2m ² /人	13.2m ² /人

②主要な緑地の配置の方針

本区域の豊かな水と緑の保全を図り、併せて文化性、歴史性を織り込んだ魅力あるまちづくりを進めるため、環境保全、レクリエーション、防災・減災、景観構成といった緑の重要な機能の観点から、以下の配置方針により、緑地の整備、保全に努める。

a 環境保全系統

- ア. 手賀沼や利根川、古利根沼の水辺空間とこれらに面する斜面林や岡発戸・都部の谷津は、本区域の緑の骨格を形成するものであるため、保全に努める。
- イ. 根戸城跡、景観重要樹木に指定されている緑 1 丁目の柳宗悦邸跡の保全樹木、天神山緑地、緑 2 丁目の志賀直哉邸跡、高野山の水神山古墳、社寺林など、歴史的、文化的にも価値の高い緑地の保全に努める。
- ウ. 電力中央研究所の外周林や根戸小学校周辺の樹林地など、市街地の

緑辺に残る緑地の保全に努める。

エ．手賀沼や利根川周辺の広大な農地は、多様な機能を有する「グリーンインフラ」として保全するとともに、農とのふれあいの場として活用する。

オ．手賀沼公園、五本松公園、利根川河川敷などの緑の拠点を結ぶ軸を中心に、古利根沼周辺や岡発戸市民の森、中里市民の森の風致公園、根戸城跡の歴史公園などを計画的に配置し、整備に努める。

b レクリエーション系統

ア．多くの住民の利用に供する緑地として、地区公園である手賀沼公園や湖北台中央公園、气象台記念公園を配置し、公園を多様なイベントやレクリエーションなどに活用し、住民に親しまれる場となるよう魅力の創出を図る。

イ．スポーツ・レクリエーション、イベントの場として、利根川河川敷の緑地を配置する。

ウ．自然と人が共存する空間として、古利根沼とその周辺の樹林地の保全と活用する。

エ．手賀沼遊歩道、手賀沼ふれあいライン、ハケの道や公園坂通りなどの道と緑を生かしたネットワークづくりに努める。

c 防災系統

ア．手賀沼公園、高野山桃山公園、五本松公園、柴崎台中央公園、天王台西公園、中峠亀田谷公園、湖北台中央公園、气象台記念公園、南新木沖田公園、布佐南公園を緊急避難場所として位置づける。中峠亀田谷公園は防災機能を有する公園として活用する。また、火災の延焼防止機能も有する街路樹の計画的な整備を進める。

イ．地すべり等の災害の防止に資する緑地として、台地縁辺部の斜面林の保全に努める。

ウ．火災などの災害や騒音等の公害の緩和に資する緑地として、日本電気事業場と電力中央研究所外周の樹林地の保全に努める。

d 景観構成系統

ア．本区域を代表する景観を構成する緑地として、手賀沼や利根川、古利根沼とこれらに面する斜面林や、岡発戸・都部の谷津の保全に努める。

イ．本区域の郷土景観を構成し、地区のランドマークやシンボルとなる緑地として、根戸城跡、景観重要樹木に指定されている緑 1 丁目の柳宗悦邸跡の保全樹木、天神山緑地、明田緑地、寿の旧村川別荘、高野山の水神山古墳、新木の葺不合神社、布佐の竹内神社等の周辺樹林地の保全に努める。

ウ．地区計画や緑地協定、景観法に基づく「景観計画」や景観地区、景観協定の制度を活用し、緑豊かなまちなみの形成に努める。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a 公園緑地等の施設緑地

市街化区域内における都市公園不足地域の解消に努めることを基本とし、生産緑地の活用など多様な手法を検討し、公園が不足している地域の解消に努める。

また、都市公園に準ずる緑地として、市民緑地の設置に努める。

都市公園が充足している区域においては、特に狭小な面積の都市公園の再生と活性化を図るために、公園の再配置や機能の見直しを検討する。

b 地域制緑地

無秩序な市街化を防止するため、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全する必要がある緑地、雨水の貯留浸透の機能が期待できる緑地などを特別緑地保全地区に指定することを検討する。

④主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

a 公園緑地等の施設緑地

種 別	名 称 等
風致公園	古利根公園 岡発戸市民の森 中里市民の森
歴史公園	根戸城跡の公園

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。